

新規上場申請のための半期報告書

(第9期中)

自 2025年10月 1 日
至 2026年 3 月31日

株式会社Skyfall

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 横山 隆介 殿
【提出日】	2026年 8 月17日
【中間会計期間】	第 9 期中(自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日)
【会社名】	株式会社Skyfall
【英訳名】	Skyfall Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 智一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号 ミッドタウン・タワー19階
【電話番号】	03-6869-9143
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 経営管理本部長 金子 晋也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号 ミッドタウン・タワー19階
【電話番号】	03-6869-9143
【事務連絡者氏名】	執行役員 CFO 経営管理本部長 金子 晋也

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【重要な契約等】	6
第3【提出会社の状況】	7
1【株式等の状況】	7
2【役員の状況】	11
第4【経理の状況】	12
1【中間財務諸表】	13
2【その他】	22
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	23
期中レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 9 期 中間会計期間	第 8 期
会計期間	自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31日	自 2024年10月 1 日 至 2025年 9 月30日
売上高 (千円)	9, 144, 387	16, 215, 701
経常利益 (千円)	696, 399	553, 694
中間（当期）純利益 (千円)	519, 616	446, 613
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	79, 393	79, 393
発行済株式総数 (株)	6, 250, 000	6, 250, 000
純資産額 (千円)	2, 372, 477	1, 852, 860
総資産額 (千円)	6, 145, 566	5, 301, 888
1 株当たり中間（当期）純利益 (円)	83. 71	71. 95
潜在株式調整後 1 株当たり 中間（当期）純利益 (円)	—	—
1 株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	38. 6	34. 9
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	752, 667	△917, 108
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1, 705	△37, 731
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	69, 435	400, 000
現金及び現金同等物の中間期末（期 末）残高 (千円)	1, 955, 485	1, 131, 589

（注）1．当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため該当事項はありません。

3．潜在株式調整後 1 株当たり中間（当期）純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4．1 株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当中間会計期間における世界経済は、米国を中心とする通商政策の具体化や地政学リスクの影響から一時的に停滞したものの、景気の下支えを目的とした各国の柔軟な政策運営等を背景に緩やかな回復基調で推移いたしました。

日本国内においては、新体制下での経済運営が本格化し、物価高対策と成長戦略の両立を目指す方針が示されたほか、日本銀行による段階的な利上げの実施など、金融政策の正常化に向けた動きが進展いたしました。内需については、継続的な賃上げによる実質賃金の改善期待が消費マインドを支え、物価高に伴う選別消費の傾向は見られるものの、総じて底堅く推移いたしました。

一方で、日中関係の緊張に伴う一部需要の停滞や為替相場の変動によるコスト上昇圧力が継続するなど、先行きは引き続き注視を要する状況となっています。

このような経営環境下において、当社は「いいモノが広がっている世の中を創造する」というビジョンのもと、主力事業であるリワードマーケティングプラットフォーム「SKYFLAG」の導入メディア拡大に注力いたしました。併せて、収益基盤のさらなる強化を目的に、広告主の新規開拓及びプラットフォームの機能開発・検証を積極的に推進いたしました。

この結果、当中間会計期間の売上高は9,144,387千円、営業利益は646,295千円、経常利益は696,399千円、中間純利益519,616千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

<リワードマーケティングプラットフォーム事業>

リワードマーケティングプラットフォーム事業は、「SKYFLAG」、「SKYFLAGリサーチ」及びその他のリサーチコンサルティングサービスにより構成されております。

「SKYFLAG」においては、既存の主要メディアとの強固なリレーションを維持しつつ、新規メディアの導入を円滑に進めたことで、安定的な事業運営を継続いたしました。広告主の新規開拓においては、海外広告主及び金融領域の開拓が堅調に推移し、収益向上に大きく寄与いたしました。開発面では、機械学習モデルを活用した広告配信最適化や効果検証を継続的に実施し、プラットフォーム全体の収益性向上を図っております。

「SKYFLAGリサーチ」においては、営業体制の強化により新規顧客の開拓を推進するとともに、既存顧客との継続的な取引拡大を図っております。併せて、顧客課題への対応力向上を目的にコンサルティング体制の拡充を進め、事業基盤の強化に取り組んでおります。

この結果、当中間会計期間におけるリワードマーケティングプラットフォーム事業の売上高は8,892,357千円、セグメント利益は1,085,028千円となりました。

なお、上記のセグメント別売上高はセグメント間取引を含む金額であり、中間財務諸表計上額との調整については「第4 経理の状況 セグメント情報等」に記載しております

<その他>

その他は、ゲームアプリ「ポーカーチェイス」、「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」等の事業により構成されております。

ゲームアプリ「ポーカーチェイス」では、人気キャラクターコンテンツとのコラボレーション施策を積極的に実施し、アクティブユーザーの活性化と収益向上を実現いたしました。「ポケットプレイ」及び「SKYORDER」につき

ましても、事業管理体制の強化とサービス品質の向上に注力し、活発な運営を継続いたしました。

この結果、当中間会計期間におけるその他の売上高は263,670千円、セグメント損失は10,138千円となりました。

なお、上記のセグメント別売上高はセグメント間取引を含む金額であり、中間財務諸表計上額との調整については「第4 経理の状況 セグメント情報等」に記載しております

(2) 財政状態の状況

(資産)

当中間会計期間末の流動資産は5,417,350千円となり、前事業年度末と比べて855,712千円増加しました。これは主に、現金及び預金が823,896千円、売掛金が361,806千円それぞれ増加した一方で、未収消費税等が204,829千円減少したことによるものです。

固定資産は728,216千円となり、前事業年度末より12,034千円減少しました。これは主に、その他（投資その他の資産）が9,138千円減少したことによるものです。

この結果、総資産は6,145,566千円となり、前事業年度末に比べて843,678千円増加しました。

(負債)

当中間会計期間末の流動負債は3,577,010千円となり、前事業年度末より127,982千円増加しました。これは主に、未払法人税等が176,184千円、1年内返済予定の長期借入金が73,356千円、買掛金が70,465千円それぞれ増加した一方で、短期借入金が200,000千円減少したことによるものです。

固定負債は196,079千円となり、前事業年度末より196,079千円増加しました。これは長期借入金が196,079千円増加したことによるものです。

この結果、負債合計は3,773,089千円となり、前事業年度末に比べ324,061千円増加しました。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産は2,372,477千円となり、前事業年度末と比べて519,616千円増加しました。これは、中間純利益519,616千円の計上により、利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ823,896千円増加し、1,955,485千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金収入は、752,667千円となりました。

これは主に、税引前中間純利益696,399千円を計上したことに加え、前事業年度に係る消費税の還付を受けたこと等による未収消費税等の減少額204,828千円及び前事業年度に納付した法人税等について還付を受けたことによる法人税等の還付額123,616千円があった一方で、リワードマーケティングプラットフォーム事業の取引規模の拡大に伴い、当中間会計期間末における未回収の売上債権が増加したことによる売上債権の増加額360,893千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動による資金収入は、1,705千円となりました。

これは、資金の増加要因として敷金及び保証金の返還による収入5,000千円があった一方で、資金の減少要因として有形固定資産の取得による支出3,294千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動による資金収入は、69,435千円となりました。

これは主に、運転資金の確保を目的として長期借入による収入300,000千円があった一方で、長期資金の調達により手元流動性を確保したことから短期借入金を返済したことによる短期借入金の純減額200,000千円があったことによるものです。

3 【重要な契約等】

当中間会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000
計	10,000,000

(注) 2026年7月16日の臨時株主総会の決議において定款の一部変更を行い、同日付で普通株式の発行可能株式総数を24,000,000株としております。

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間 末現在発行数(株) (2026年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2026年8月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	6,250,000	6,207,450	非上場	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。
計	6,250,000	6,207,450	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

第6回新株予約権

決議年月日	2026年2月19日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員62名
新株予約権の数(個) ※	86,950 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※	普通株式 86,950 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円) ※	970 (注) 2
新株予約権の行使期間 ※	2028年2月20日から2036年2月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※	発行価格 970 資本組入額 485 (注) 3
新株予約権の行使の条件 ※	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位またはこれに準じた地位を有していなければならない。 ②新株予約権の行使は、当社普通株式に係る株式がいずれかの金融商品取引所に上場することを条件とする。 ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。 ④新株予約権の行使にあたっては、以下の区分に従って、割当てられた権利の一部又は全部を行使することができる。 (i) 上場日以降、割当てられた権利の10分の4について行使することができる。 (ii) 上場日から1年が経過する日以降、割当てられた権利の10分の8について行使することができる。 (iii) 上場日から2年が経過する日以降、割当てられた権利のすべてについて行使することができる。 (iv) 上記各期間における行使可能な権利の累計数は、当該期間以前の期間に既に行使した部分を含むものとする。 ⑤新株予約権の権利行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による本新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注) 4

※ 新株予約権の発行時(2026年2月19日)における内容を記載しております。

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、1株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げることとします。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとします。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上表に定める新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上表に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上表に定める新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上表に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得事由

下記5に準じて決定する。

5. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年10月1日～ 2026年3月31日	—	6,250,000	—	79,393	—	29,393

(5) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
長谷川 智一	東京都港区	3,750,000	60.41
田谷野 貴正	東京都港区	1,250,000	20.14
株式会社L.V.R	東京都港区赤坂九丁目7番1号	750,000	12.08
and factory株式会社	東京都目黒区青葉台三丁目6番28号	363,700	5.86
株式会社Amazia	東京都渋谷区桜丘町1番2号	93,750	1.51
計	—	6,207,450	100

(注) 上記のほか当社保有の自己株式42,550株があります。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 42,550	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,207,450	6,207,450	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	6,250,000	—	—
総株主の議決権	—	6,207,450	—

② 【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社Skyfall	東京都港区赤坂九丁目7番 1号ミッドタウン・タワー 19階	42,550	—	42,550	0.68
計	—	42,550	—	42,550	0.68

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第216条第6項の規定に基づき、当中間会計期間(2025年10月1日から2026年3月31日まで)に係る中間財務諸表について、ESネクスト有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 中間連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第95条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

- | | |
|-----------|-------|
| ① 資産基準 | 0.3% |
| ② 売上高基準 | 0.3% |
| ③ 利益基準 | 0.1% |
| ④ 利益剰余金基準 | △0.1% |

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応できる体制を整備するため、専門的な情報を有する団体等が主催するセミナーに参加するとともに、公益財団法人財務会計基準機構の発表する会計基準適用指針等の情報に留意しております。

5 最初に提出する半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の5－6」の規定に準じて前年同期との対比は行っておりません。

1 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (2026年 3 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,131,589	1,955,485
売掛金	2,689,310	3,051,117
未収消費税等	475,305	270,477
その他	277,735	154,488
貸倒引当金	△12,304	△14,219
流動資産合計	4,561,637	5,417,350
固定資産		
有形固定資産	113,190	111,125
無形固定資産	15,808	14,064
投資その他の資産		
その他	634,784	625,646
貸倒引当金	△23,533	△22,620
投資その他の資産合計	611,251	603,026
固定資産合計	740,250	728,216
資産合計	5,301,888	6,145,566

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年 9 月30 日)	当中間会計期間 (2026年 3 月31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,641,924	2,712,390
短期借入金	※ 400,000	※ 200,000
1 年内返済予定の長期借入金	—	73,356
未払法人税等	410	176,594
賞与引当金	58,243	55,038
その他	348,449	359,630
流動負債合計	3,449,027	3,577,010
固定負債		
長期借入金	—	196,079
固定負債合計	—	196,079
負債合計	3,449,027	3,773,089
純資産の部		
株主資本		
資本金	79,393	79,393
資本剰余金	29,393	29,393
利益剰余金	1,790,878	2,310,495
自己株式	△46,805	△46,805
株主資本合計	1,852,860	2,372,477
純資産合計	1,852,860	2,372,477
負債純資産合計	5,301,888	6,145,566

(2) 【中間損益計算書】

(単位：千円)	
当中間会計期間	
(自 2025年10月1日	
至 2026年3月31日)	
売上高	9,144,387
売上原価	7,624,007
売上総利益	1,520,380
販売費及び一般管理費	※ 874,084
営業利益	646,295
営業外収益	
受取利息	1,103
為替差益	58,577
その他	2,528
営業外収益合計	62,209
営業外費用	
支払利息	3,917
遅延損害金	6,187
その他	2,000
営業外費用合計	12,105
経常利益	696,399
税引前中間純利益	696,399
法人税等	176,783
中間純利益	519,616

(3) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)	
当中間会計期間	
(自 2025年10月1日	
至 2026年3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益	696,399
減価償却費	7,385
受取利息	△1,103
支払利息	3,917
為替差損益(△は益)	△88
売上債権の増減額(△は増加)	△360,893
仕入債務の増減額(△は減少)	70,465
未収消費税等の増減額(△は増加)	204,828
その他	13,286
小計	634,198
利息の受取額	1,103
利息の支払額	△6,251
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	123,616
営業活動によるキャッシュ・フロー	752,667
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△3,294
敷金及び保証金の返還による収入	5,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△200,000
長期借入による収入	300,000
長期借入金の返済による支出	△30,565
財務活動によるキャッシュ・フロー	69,435
現金及び現金同等物に係る換算差額	88
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	823,896
現金及び現金同等物の期首残高	1,131,589
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 1,955,485

【注記事項】

(中間財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

※ 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引先2行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。この契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

なお、貸出コミットメント契約は、2025年8月29日をもって終了しております。

	前事業年度 (2025年9月30日)	当中間会計期間 (2026年3月31日)
当座貸越極度額	900,000 千円	500,000 千円
借入実行残高	400,000 "	200,000 "
差引額	500,000 "	300,000 "

(注) これらのうち、貸出コミットメント契約には、財務制限条項が付されております。

(財務制限条項)

以下の事項を遵守すること。また、以下の事項に反する事態が生じた場合、又は生じるおそれがある場合、直ちにその旨を貸付人に書面により通知すること。

(i) 借主は2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表における純資産の部の合計金額を、2024年9月期末日における単体貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表における純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(ii) 借主は2023年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

(iii) 借主は本契約締結日以降、各第1四半期末日、第2四半期末日及び第3四半期末日をそれぞれ決算試算表作成基準日として、当該基準日時点の借入人の単体の決算試算表を、遅滞なく（但し、遅くとも当該基準日から2カ月以内に）貸付人に提出すること。

(iv) 借主は本契約締結日以降、各四半期末日をそれぞれ作成基準日として、当該基準日から向こう6カ月間の借主の単体の資金計画表（但し、遅くとも当該基準日から2カ月以内に）を貸付人に提出すること。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
給与手当	290,919千円
賞与引当金繰入額	36,390 "

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2025年10月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金	1,955,485千円

預入期間が 3 か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	1,955,485千円

(株主資本等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

当中間会計期間（自 2025年10月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間 損益計算書 計上額 (注)3
	リワードマーケ ティングプラッ トフォーム事業				
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	8,892,121	5,215	8,897,337	—	8,897,337
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—	247,049	247,049	—	247,049
顧客との契約から生じる収益	8,892,121	252,265	9,144,387	—	9,144,387
外部顧客への売上高	8,892,121	252,265	9,144,387	—	9,144,387
セグメント間の内部 売上高又は振替高	235	11,405	11,640	△11,640	—
計	8,892,357	263,670	9,156,028	△11,640	9,144,387
セグメント利益又は 損失(△)	1,085,028	△10,138	1,074,890	△428,595	646,295

- (注) 1. その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ポーカージェイス、ポケットプレイ、SKYORDER等の事業を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額△428,595千円は、主に全社費用（報告セグメントに帰属しない一般管理費）であります。
3. セグメント利益の合計額は、中間損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自 2025年10月 1 日 至 2026年 3 月31 日)
1株当たり中間純利益	83円71銭
(算定上の基礎)	
中間純利益(千円)	519,616
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る中間純利益(千円)	519,616
普通株式の期中平均株式数(株)	6,207,450
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第6回新株予約権(新株予約権の目的となる普通株式数86,950株)なお、これらの詳細は「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を目的として、2026年4月24日付で株式会社三井住友銀行との間でコミットメントライン契約を締結いたしました。

契約の概要は、次のとおりであります。

1. コミットメント開始日 2026年4月30日
2. コミットメント期間満了日 2027年4月29日
3. コミットメント金額 500,000千円
4. コミットメントフィー利率 年率0.4%
5. 借入申込単位 10,000千円以上10,000千円単位
6. 元本弁済方法 各貸付の満期日に当該各貸付の元本を一括弁済

なお、本契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・2026年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額を、2025年9月期末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額、又は直近の事業年度末日における単体貸借対照表の純資産の部の合計金額の75%に相当する金額のいずれか高い方の金額以上に維持すること。
- ・2025年9月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における単体損益計算書に記載される経常損益を、2期連続して損失としないこと。

(定款の一部変更)

当社は、2026年5月28日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(自己株式の消却)

当社は、2026年6月17日開催の取締役会決議に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実

施いたしました。

消却の概要は、次のとおりであります。

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 消却した株式の種類 | 普通株式 |
| 2. 消却した株式の数 | 42,550株 |
| 3. 消却後の発行済株式総数 | 6,207,450株 |
| 4. 消却日 | 2026年6月17日 |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月7日

株 式 会 社 S k y f a l l
取 締 役 会 御 中

ESネクスト有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

田代 学

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

植木 健太

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 Skyfall の2025年10月1日から2026年9月30日までの第9期事業年度の中間会計期間（2025年10月1日から2026年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 Skyfall の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎と

なる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上